

# 第 3 回 近江八幡ダンスフェスティバル出店者募集要項

第 3 回近江八幡ダンスフェスで会場を盛り上げるキッチンカー・出店・フリマを募集します。

## ■概要

- (1) 出店日 令和 6 年 8 月 25 日
- (2) 出店場所 近江八幡市役所向かいの旧市民病院跡地駐車場特設会場
- (3) 面積 1区画 12 m<sup>2</sup>(約 奥行3m×幅 3m程度)
- (4) 出店形態 キッチンカー・タープ・露店とする
- (5) 販売品目 飲食物(アルコール類は除く)・フリーマーケット
- (6) 販売可能時間 11:00 から 20:00
- (7) 入庫時間 8:00 から 8:30/出庫時間 20:00～ (※左側記載時間以外の車の出入庫はできません。)
- (8) 出店場所 出店場所の希望はできません。当日指定した位置となります。
- (9) 貸出 テント、タープ、椅子、電灯、水など貸出はできませんので出店者様のほうでご準備下さい。  
※ただし発電機(2000w)の貸出はしております。1 台借りるのに追加で 3000 円がかかります。  
ご要望がありましたら申し込み用紙に記入下さい。

## ■出店申込資格・制限

- (1) 出店申込資格 飲食物の販売は次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込をすることができます。
  - ① 市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること  
(営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業又は喫茶店営業であること。)
  - ② イベント当日に営業許可証の期限が有効であること。
  - ③ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者であること。
  - ④ 食品賠償保険等に加入している者であること。
  - ⑤ 保健所が定める適切な衛生管理と加工(調理等)ができる者。
- (2) 出店申込制限 次のいずれかに該当する法人又は個人は、申込をすることができません。
  - ① 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
  - ② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。
  - ③ 法律行為を行う能力を有しない者。
  - ④ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は 民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
  - ⑤ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

## ■応募の手続き

### (1) 申込書類

#### ① 出店申込書

#### ② 添付書類

ア 営業許可証の写し(ない場合は下記の四角を見て下さい)

※保健所にこちらから模擬店として申請致しますので、  
①あらかじめ調理された物の一覧②その場で調理する物の一覧を下さい。  
※保健所申請手数料として1,000円を頂きます。

イ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

ウ 販売車の車検証の写し(キッチンカーのみ)

エ 販売メニュー及び料金表

### (2) 出店料の振り込み

※振込先・料金表は別紙参照

### (3) 申込書提出・出店料振り込み締め切り日 令和 6 年 7 月 28 日

### (4) 提出方法及び提出先

・郵送又はメールにて祭り DE プロジェクトまで(全て揃えて申し込み下さい!)

(京都府木津川市城山台 13-2-2/info@nihonkyoiku.com)に提出ください。

#### 【注意】

①出店許可 応募者数は 30 店舗が上限と考えておりますのでお早めにお申し込み下さい。

②イベントは小雨決行です。そして出店者都合等でのキャンセルはいかなる理由でも返金できません。

## ■開催当日について

(1)食ブース(出店)では出店者ごとの販売物の「かぶり」があるかもしれませんが、ご了承ください。

(2)アルコール類は実行委員会専売といたしますので販売はお控えください。

(3)第三者の権利を侵害する商品、またはその他の理由により、当イベントにふさわしくない商品が販売されている場合には、運営事務局の判断により撤去させていただく場合がございます。

(4)運営事務局では広報を目的として、会場風景や出店内容を写真・映像撮影させていただきます。撮影された写真は Web サイトや印刷物にて使用させて頂く場合がございますのであらかじめご了承ください。

(5)事故・盗難・紛失・第三者とのトラブル等に関しましては、運営事務局は一切責任を負いません。

(6)会場となる旧市民病院跡地駐車場はどなたでもご入場頂けるスペースとなるため、小さなお子様からご年配の方まで様々な方々のご来場が予想されます。来場者や通行人の迷惑とならないよう十分ご配慮の上展示・販売をお願い致します。

## ■プロモーションについて

- (1)運営事務局では、近江八幡ダンスフェスティバルの告知・宣伝および運営を目的として出店者や出店商品の写真・動画などの映像、出店者の店舗名、出店商品のデータ等を運営事務局が運営する Web サイトやカタログ・DM・パンフレット等の紙媒体に使用いたします。
- (2)出店者は、上記について、著作権、著作者人格権、肖像権その他の権利を行使しないこととします。
- (3)ご登録いただいた出店情報は近江八幡ダンスフェスティバルの公式サイト等に掲載されます。

## ■その他、注意など

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期してください。
- (2) 出店による事故等は出店者の責任において対処していただきます。
- (3) 往来の妨げにならないよう十分配慮してください。
- (4) 音響設備や拡声器等の使用できません。
- (5) 会場は禁煙です。
- (6) 法令で定める申請・届出や必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- (7) 出店スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理は、出店者の責任と負担でしていただきます。
- (8) 近江八幡ダンスフェスティバルではゴミ箱は設置しておりますが、各店舗の周辺のゴミはそれぞれで回収してお持ち帰り下さい。
- (9) 調理に火気を使用する場合、発電機を使用する場合、必ず消火器を設置してください。直火は禁止。
- (10) 発電機はキッチンカーの横か後ろしか置けません。
- (11) 両替等は受け付けておりません。各出店者様でご準備下さい。
- (12) 運営事務局にて貸与する発電機(希望による)は破損・汚損などの無いようご使用ください。万が一、破損や汚損がある場合は原状回復費用を請求させていただく場合がございます。
- (13) 出店場所 旧市民病院跡地駐車場特設会場(滋賀県近江八幡市出町 392-1)
- (14) 発電機のガソリンが足らなくなっても当方では責任は持てませんので携行缶を持ってきて下さい。

### == 正式出店登録について ==

1. 別紙「出店正式申込書」に**必要事項を記入、添付資料も全て揃えた上**で mail 添付又は郵送でご返送ください。  
【mail:info@nihonkyoiku.com 郵送:京都府木津川市城山台 13-2-2】
2. 出店参加費(別紙参照)を下記指定口座にお振込みください。なお振込み名義は出店責任者のお名前をお願いします。また振込手数料はご負担ください。

#### 【お振込み先】

京都中央信用金庫

加茂町支店 普通 0077690

祭り de プロジェクト実行委員会 代表 中田麻咲

※発電機をレンタルする場合は 1 台 3,000円も合わせてお振込みください。

※営業許可証がない場合は保健所申請手数料として1,000円も合わせてお振込みください。

上記2点の期限は**7月28日(日)**中とします。